

伊方原発訴訟判決の問題点

磯野 弥生
東京経済大学専任講師

一 はじめに

伊方原子力発電所⁽¹⁾原子炉設置許可処分取消訴訟の判決は、各地の原発訴訟判決の第一陣をきるものとして、その成りゆきが注目されていた。昭和四一年に実用運転が開始されて以来、現在まで、城県東海第二原発がある。これらは、共に原発の安全性を問題とし、その安全審査手続の公正性を問うている。

本件判決は、松山地裁において、本年四月二五日に下された。その結果、原告伊方住民に原告適格を認めつつも、安全性審査そのものに対しては、手続上、実体上違法性なしとし、原告の主張を斥け、請求を棄却した。

しかし、本判決は、原告適格を認めた点、裁判所がはじめて安全審査の手続、安全性という原子力行政に具体的に判断を示した点で意義のあるものと思われる。

2 伊方原発訴訟は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭三一・法一六六) (以下原子炉規制法とする) 第二十三条、第二十四条の原子

炉許可処分に対し取消を求めたものである。電調審で、昭和四六年に伊方原子力発電所一号炉の立地計画について承認、昭和四七年一月二八日原子炉設置をされている。以下論点について、検討することとする。

(1)すでに一号炉は、昭和五二年九月に運転を開始し、二号炉が建設中である。また、現在、原子力委員会は必要と認める場合原子炉設置にかかる安全性に関する公聴会を開催することができるとする規定がおかかれているが、伊方原発は、規定が制定される以前に許可された事例である。

本件では、国側は、「原子炉の運転に至るまでには各種の認可、検査等、後続の処分がなされる。したがってこれら後続する各種の処分の後になされる原子炉の運転によって原告らが被害をうけるとしても、それは本件許可処分の効果に関係ないところである」とし、許可処分に対する住民の安全利益を反射的利得として、原告適格を否定してきた。しかし、

環境保全ないし安全性をめぐる訴訟において、その被害を蒙るおそれのある住民が、処分の第三者にもかかわらず、環境保全・安全性に対する利益を「法律上の利益」として、訴えの利益を認めら

れるか否かについて肯定的な判例が蓄積されてきていることは言をまたない。安全性をめぐる事例としては、成田パイプライン事件⁽²⁾、ガスタンクをめぐる訴訟⁽³⁾等があり、いずれも仮処分申請事件ながら、安全性をおびやかされるおそれがある住民に対し、原告適格が認められた。さらに原子炉の設置に関連して、三菱原子力工業大宮原子炉事件⁽⁴⁾判決は、原子炉収容建物の建築確認の取消を請求した住民に対し、訴えの利益を認めた。

エネルギー需給計画では、昭和六〇年までに、二六〇〇～三三〇〇万キロワットの原子力発電を予定している。このようないつても、それは本件許可処分の効果に関係ないところである」とし、許可処分に対する住民の安全利益を反射的利得として、原告適格を否定してきた。しかし、

原子炉の設置許可取消を求めての不服についている。

原子炉の設置許可取消を求めての不服

において、放射性物質を告示所定の規制値以上に……放出する事態が発生すれば、……本件原子炉の近辺に居住する者は、放射線障害により発病する蓋然性がある⁽⁵⁾、事故が発生すれば、「原告らは、いずれも、……被ばくし、急性放射線障害により、死亡又は発病する蓋然性を有する」とする。そして、原子炉規制法二四条一項四号の核燃料物質によって汚染されたもの、または原子炉による災害の防止に支障がない施設である、とする基準が、「公共の利益のみを保護の目的としている」と解するのは相当でない。居住者の被害を受ける蓋然性の多さから、「規制法、特にその二四条一項四号は、公共の安全を図ると同時に、原子炉施設周辺住民の生命、身体、財産を保護することを目的としている」と解されなければならない⁽⁶⁾として、判決は原告に原告適格を認めていた。さらに判決は、国側の主張する後続処分との関係を認めず、本処分を争えない場合には、周辺住民は、現実に被害を蒙る限り原子炉設置許可処分の違法を争えなくなる、とし、災害に対する事前の救済を重視する立場をとる。これまで、環境保全・安全性に対する事前の救済の途を広げ、原告訴の「法律上の利益を有する者」は、实体法が保護する利益であり、その利益を侵害されるおそれのあることを主張することによって、第三者の利益を含

むことが、この訴訟によつてもほぼ定着したことが確認されたものとみてよいであろう。

しかしまた、原告適格は、あくまでも周辺住民として被害を蒙る限度で認められたものである。そこで、それを本判決では厳格に解することにより、原子炉の設置に附隨したさまざまの安全性——

例えば、原子炉内に就労した場合の危険性、瀬戸内海への汚染の寄与等——について、裁判所の判断を求めることは認められていない。原発の実態を把握しその安全性を勘案するには、原子炉に係るこれらを含む全体の安全性が議論されねばならない。だが従来から、施設の安全性に対する裁判においても、住民の安全性を対象としてきたといえよう。そこで原子炉設置許可処分について原子力規制法二四条一項四号の安全配慮義務を、周辺住民への安全の保護についてのみ認められるべきか、より広く、これを契機として、原子炉の許可に伴い影響を蒙る者にも訴の利益が認められるか、が原子力発電全体の安全性確保のうえで問われてもよい事柄であろう。また温排水の影響は、いわゆる原子力規制法二四条一項四号の灾害に入らないとしても、環境影響として主張したならば、許可処分時に争うことことができたであろうか。

原子力発電にかかる行政全体との関係で、訴の利益と、許可処分の取消訴訟の重して内閣総理大臣が決定する。第一に

問題は、一つのポイントと思われるが、次の安全性審査とも緊密な関わりをもつ問題であるので、安全性審査の問題点とあわせ、後述することとする。

(1) 千葉地決昭和四七・九・三一判時六七八号

(2) 名古屋地決昭和五二・六・一七判時八六七号一八頁。

(3) 東京高判昭和四七・九・二七判時六八〇号一九頁、本判決は、確認処分があれ

ば、その効果として建築の施行が適法となり、万一災害が発生したならば附近住民の損害が僅少ですまない場合がある、として、建築審査会に対しても審査請求をする法律上の利益を認めている。

(4) 判決理由書Ca—13。

(5) 判決理由書Ca—5。

(6) 判決理由書Cd—41。

(7) 判決理由書Cb—51。

(8) 判決理由書Cb—55。

(9) 先にあげた判例においても、原告自身それ以外の請求を行なっていない。

(10) 判決理由書Cb—55。

三 原子炉の安全性審査

1 判決は、以上のように原告適格を認めたが、本案については、ほぼ被告の主張を全面的に入れていて。

原子炉設置・許可手続は、原子炉安全専門審査会における検討、原子力委員会への報告の後、原子力委員会の意見を尊重して内閣総理大臣が決定する。第一に

同手続について判決は以下のように述べている。原子炉の許可処分に係る手続は、立法・行政の裁量権の範囲内である、とする。すなわち、「第三者に危害を及ぼす危険性のある施設等の設置、製造を許可するにあたって、法律又はその委任する命令に明確な基準を設け、その基準適合性を少数の、しかも必ずしも高度の専門家とはいえないものに判断させることなく、多数の高度の専門家の判断に委ねる方法をとるか、右のような基準を設ける方法をとるか、右のような基準を設けることなく、多数の高度の専門家の判断に委ねる方法をとるかは、当該施設等に基準を定立できるだけの定型制があるかないか、基準を定立することと多数の専門家の判断に委ねるとのでは、いずれが安全性確保の見地から妥当であるかを総合的に考慮した上で、立法機関が判断すべき」立法裁量に属する事柄とする。そして、許可処分手続中に、第三者を参加させれるか否か、その程度についても同様と考えられている。そこで、本件のように明文がない場合において、第三者を参加させる手続——周辺住民の同意、資料の公開、公聴会あるいは告知、聴聞の機会を必要とするかについて、「いかなる手続をとるかは、行政府の裁量に委ねられているもの」と判決は解し、原子炉規制法は解釈上そのような手続を要求していないものとあるから、住民の参加の手続を経なくても、違法ではないとする。

以上のように、判決は住民の許可手続への参加を消極的に解している。ところが公共事業の設置にかかる第三者住民の参加について、手続を要請する具体的な規定を欠く場合においても裁判所は、しばしば合意手続ないし住民の意識の調査手続きを経ることを要求してきた。³⁾

は、その必要性について、なお議論の多いところである。⁽⁵⁾明文の手続的規定を挙げて、且つその目次によつて

たない場合には、処分の相手方であつても、判決の分かれるところであり、現在住民の何らかの参加手続を経ることなく、処分を行なつたとしても、違法でありました憲法三一条に反しているとは、ただちにいえないとされるのが通説であろう。⁽⁵⁾

しかし、原子炉の設置についてみると、ならば、立法裁量の問題であるとはにわかに断じがたい。すなわち原子力法制の基本法たる原子力基本法上の三原則「自由・民主・民主・公開の原則」が規定されているからである。判決は、原子力基本法二条の「公開の原則」が、平和利用以外に利用しているかに関するかぎりの資料の公開を要請しているものと解するが、原子

力の研究を民主的な運営の原則を確保するため、原子力の研究・開発および利用に関する情報が完全に公開されることを要求している、といえる。民主的運営の原則は、原子力の研究・開発・利用において行政の独断的判断手続を排除す

るものである。ということは、少なくとも、その手続中で反対論が収集、検討されることを必要としよう。

また、原子力三原則の民主的な運営を図るために原子力委員会が置かれる（原子力基本法第四条）。したがって民主的な運営を行なうことが、委員会の手続上の原則と解することはできよう。

そこで、判決がいうように「原子力三原則を平和利用の担保についての原則と

かなる参加なくしても、安全審査手続として高度の専門家の多数によって判断されることによる方法を探つてゐることで、手続上適正である、とする。そこで安全審査の公正確保のために、専門家集団たる専門審査会の手続の公正さに依ることとなる。判決も、専門審査会の手続上の瑕疵如何について、その原告の主張する瑕疪それそれに、具体的に判断を行なつてゐる。

(6) 美浜一号炉の事故の発生にもかかわらず、同事故を検討したに足る資料はないが、事故原因と思われることを考慮して審査され、後続の処分時に配慮するよう申し送ったことにより、同種の原子炉による事故がない現在、これで足りる。

(7) 電源開発審議会の長と原子炉の設置許可に関する処分庁とかねることに不公平正、不合理なしとする。

(8) 通産省の技術顧問会委員との兼任および合同調査は、発電用原子炉の安全性に係るものについて原子炉の安全性と審査不丁寧であり、安全審査の主本任

密接不可分であり、安否の審査の三属性、独立性を損なう違法なものと認められず、また決議なしの合同調査であるとしても、従来からの暗黙の了解があったこと、手続的違法はない、とする。

ことにつき、たとえ一名のみの出席が多かつたとしても、決議機関としての性質を有するものではないので、調査・審議の手続的違法を構成しない。部会において議事を開き、決議を行なう時に、定員に達していればよい。

い。
④正式に調査委員会に委嘱されていない者の作業グループへの参加は違法ではない。

⑤部会の議事録の不存在は、原子力委員会議事運営規則六条と異なり、原子力委員会専門部会運営規程について議事録の作成に向け規定がないのであるから

その作成は不用とする。

⑥美浜一号炉の事故の発生にもかかわ

らず、同事故を検討したに足る資料はないが、事故原因と思われるることを考慮して審査され、後続の処分時に配慮するよう申し送ったことにより、同種の原子炉による事故がない現在、これで足りる。⑦電源開発審議会の長と原子炉の設置許可に関する処分庁とかねることに不公平正、不合理なとしている。

⑧通産省の技術顧問会委員との兼任および合同調査は、発電用原子炉の安全性に係るものについて、原子炉の安全性と密接不可分であり、安全審査の主体性、独立性を損なう違法なものと認められず、また決議なしの合同調査であるとしても從来からの暗黙の了解があつたことで、手続的違法はない、とする。

ここに代表的な例をあげたのであるが、これらの判断により、手続的に違法なしとしている。判決は、個別的な手續の違法性の審査にあたり、その手続が完全審査の最終的な決定に対して、実体的に重大な偏りの原因となつたか否かを基準として審査しているといえる。しかしながらには、先のとおり、行政庁の広範な自由裁量に委ねており、とくに慣行や実質接の決定手続の法規への違背を審査の相

定に不公正をもたらす手続上の限界について、実質的には、検討を行なわなかつたに等しい、といえよう。

3 またそこで原子炉の設置許可手続の安全性の審査は、基本計画・基本的設計方針の安全性の確認であり、それ以上具体的審査は後続する手続で行なうとする。そして原子炉の安全保持義務は原子炉設置者であることから、国は、原子炉設置者から提出された資料に基づき、基本計画の設計・考え方が安全性確保のために適切か否かを確認するものであり、それは既知のデータから判断することを適當としている。そこで、判決は許可処分において、「原子炉の事故等から周辺住民の安全を確保するために、その保護施設のすべてについて、完全ともいうべき実験、実証を経たうえ、危険が全く存在しないとみられるに至った段階で、はじめて原子炉の建設を認めるべきだ」とする見解は、……望ましい方法であるが、「原子炉の安全保護施設の効力について、現在の科学的見地から相当と認められる程度の実験、実証を経て、周辺住民等に被害を及ぼさないと認定できること、の二である。

確認すれば、その基準は、現在の科学的見地からみて相当と認められる程度の実験、実証であること——ただしそれは、既存のデータ・資料によればよい——、その結果、周辺住民に被害を及ぼさないと認定できること、の二である。また处分に関する枠組は、原子炉設置者の第一次的責務に対する行政庁の安全性確認義務として責任の構造をとらえ、あくまで、原子炉設置者の自由な行動を基点とする監督的な二次的な義務として、考えられている。そこで、行政庁は、安全性確保のために主張的に何らかの実験等を行なう必要はない、とされるのである。

との観点及び被告の高度の政策的判断に密接に関連するところから、これを被告の裁量処分とする⁽¹⁾とし、原子炉許可処分を行政庁の自由裁量に委ね、その裁量権行使の制限として、先のような基準に適合していることを要求している。

行政庁の処分を、このように、環境保全・安全保護の立場から、裁量権に制限を加えることは、日光太郎杉事件控訴審判決を先例とする。同判決では、歴史的風土の保全につき、裁量権行使のうえで判断したか否かが問題となっている。が本件の場合、安全性については当然判断する義務があり、その判断基準の妥当性が、問題となる。

確認すれば、その基準は、現在の科学的見地からみて相当と認められる程度の実験、実証であること——ただしそれは、既存のデータ・資料によればよい——、その結果、周辺住民に被害を及ぼさないと認定できること、の二である。

実際に、具体的な安全性判断についてみると、

①平常時被ばく線量の妥当性については、最も問題となつた「しきい値」の存否について、存在説、否定説と述べた後、「人類について低線量、微量線域における放射線被ばく影響が判明せず、しかも、動植物において低線量域における放射線被ばくの影響が判明している以上、人類の安全のためにには「しきい値」が存在しない」とし、放射線による障害から防護を計るのが望ましい、としつつ、「立法とは行政機関において、電力の供給、その他公共の必要から、その危険性の証明のあった線量の最低値よりも更に十分の一の低い線量の限度を許容被

害発生企業に対し、可能なかぎり最大限の調査義務をつくすことを課し、それを怠つた場合において、違法であるとした。本件では、判決の論理からすると、相当と認められる程度の実験、実証」を安全審査会に課し、そのような高高度な注意義務を負うものとして、原子炉設置者を位置づけていると思われる。行政庁は、設置者とともに計画段階についての第一次的安全保全義務を持つていると解されないとこから、判決では、行政庁の安全性的判断を中心とする許可処分の裁量権に対する制限は、他の政策的配慮の介入の余地を広げ、緩和される傾向にある、といえよう。

さらに許容被ばく線量は、他の基準について見ても甘い基準ではないか、とするのに對して、被告の主張を採用する。②平常運転時の放射性物の管理において見ても、原告の主張に対し、被告の科学的介入を認めているが、固型廃棄物の處理に關しては、審査会で検討されなかったが、その貯蔵について評価していることから、それで足りるとする。なお、固型廃棄物の最終処分について、国として検討中であることで足りる、とする。さらに使用済燃料については、使用済燃料を貯蔵する施設の設置で足り、その具体的安全性は、後続の処分時に評価される。さらに使用済燃料については、溶出する。さらに使用済燃料については、溶出燃料を貯蔵する施設の設置で足り、その具体的安全性は、後続の処分時に評価される。そしてその再利用については、動力炉開発事業団が行なう予定となつてゐるということを足りる。

③さらに事故防止対策においても、判決のとところは、その危険性について、必ずしも被告の主張をとらないが、安全確保の技術等においては、被告の立証にそつて事實認定が行なわれ、もしく

は被告の反論が用意されていることによつて適法とする。

このように、原告の安全審査の内容上の瑕疵を主張するのに対し、一応の反論があれば、すなわち審査手続上その点が検討され、何らかのそれを妥当とする説に裏づけられている場合には、適法とされる。判決が、理由中で、当該原子炉の安全性が相当性を有することについては、被告行政庁に立証責任があるとしたことは、判決も言うように、その主要なことは、原告が握っていることに帰因したことであり、その点注目すべきである。にもかかわらず、このように、原告の内容上の瑕疵についての主張について、その説がほぼ確定している場合においてのみ採用され、あるいはそれ以外においては、被告の立証で足りるとした点に、本判決の特徴があるといえる。これにより、被告行政庁の立証責任の負担とは必ずしも実質を伴わないといわざるを得ない。

さらに、先の具体的な判断の中で出てきたように、安全性確保の立証として、「政策的手段が考慮されている」とことで足りるとする点は、当面の住民の被害防除を中心とする点から導きだされてきたようである。

3 判決は、安全性審査の手続・内容

原子炉の安全性は、判決の理由中でもその一端が示されているよう、科学的にも対立する見解が明確に分かれています。一定の合意点が多くない問題である。かつ原子力発電は、エネルギー政策として、国の基幹政策の一環をなすものである。このように政策的配慮の働く、また科学論争的な原発問題について、日本で最初の本格的な判決であるが、ここまで見てきたように、その特質に傾斜して、科学論争にひきずられた形での判決となってしまったようである。

安全審査に関する裁量権制限の法理として働くべき、「相当とされる実験・実証」も、「生命・身体に危険であるおそれのない」ことも、事実認定の段階で、科学技術上、一致点のない場合には、行政の一応立証で足りるとしたと予見されるような判断をとったことにより、事實上、裁量権の制限の法理として作用していない。

このように、科学論争を中心とした時

には、裁判所は、その事実認定に対しても、司法的判断のための見地から基準を設定し、勘案すべきことが、イタイイタ病裁判から四日市裁判に至るまでの中で確立されてきたことは、すでに周知のことといえよう。本件の場合の司法的判断に則した基準とは、判決も認定している原子炉災害・放射線障害の特質からくる生存・身体等の保護にかなうものであ

るべきであろう。確かに、司法的判断に則した基準といった場合、從来、すでに被害が生じ、その被害の救済を中心とするものであって、その点についてあくまで、事前の予防と事例を異にする。

しかしながら、被害を生ぜしめた場合の原子炉災害の特異性は、軽微な故障以外を生ぜしめてはならないことを要請する(これは、全体の暗黙の了解と考へてもよいと思われる)。ここに、ここで、裁判所が独自の立場から判断しうる余地があると思われる。

また、その立場をとりえないとする場合、外在的に判断するためには、手続上

原告の主張する事項についての検討の存否が中心として判断されることになり、事実認定もそのように行なわれるであろう。判決はこの立場をとつたとも思われる。ただし、そのような手続的な妥当性がただちに行政の実体的判断を適正とするような構成には、疑問なしとしない。

(4) 熊本信夫「行政手続の課題」一四四頁以下。

(5) 明文の規定のない場合、処分の相手方に適正手続として、申請人に対し、その主張と証拠の提出の機会を与えることを認めたものに、個人タクシーアイチ取消事件(最高判昭和四六・一〇・二八判時六四七号二頁)、処分の第三者としては、公有水面埋立法に基づく埋立免許について、松山地判昭和四三・七・二三判時五四八号六三頁)で、漁業権者に対して告知・聴聞を行なわないことを違法としている。しかし、この判決の場合においても、漁業権を有する物権的請求権を基礎におくものである。「住民」という資格において、手続的権利を認められるかは今後に残された課題である。

(6) 判決理由書Ca-9。

(7) 保木本一郎「我が国における原子力開発の問題点」ジュリスト五〇八号三一頁、安斎義郎「原子力開発の安全性をめぐる思想」科学と思想一八号二三四頁、をはじめ

続の原理の研究が、これによつて今後課せられてきている、といえよう。

また、本件の場合、電力の安定供給が、無前提的に公共の必要性として認識議論されており、電力需要への供給||公共性が、ここでも再検討されなくてはならないであろう。

として、公開の原則が、安全性についても適用される旨、展開する論者も多い。伊方原子炉文書提出命令（高松高決昭和五〇・七・一七）も実質的にはこの原則を認めたものといえる。そしてこの命令を契機として、現在、原子炉安全審査会に提出された資料は、公開されている。このように、徐々にではあるが、公開の原則が、安全性保持のための公開の実質となってきたある。

- (8) アレン・V・クネーゼ「ファウスト的取引き」公害研究四巻一号二頁。
- (9) 判決理由書Ca-16以下。
- (10) 判決理由書Ca-1-39。
- (11) 判決理由書Ca-1-40。
- (12) 東京高判昭和四八・七・一三[判時七〇号二三頁]。
- (13) 熊本地判昭和四八・三・一〇[判時六九六号一五頁]。
- (14) 判決理由書Cb-1-2以下。
- (15) 判決理由書Ca-1-41。
- (16) 因果関係論において展開されてきた。
- (17) 大阪空港公害裁判においても、その控訴審判決において、その差止について空港利用の公共性と被害との較量がなされている。

さらに原子炉設置許可は、先行する計画から後続する電気工作物変更許可、工事計画認可、運転計画の届出までの原子力行政の一部であり、かつ原子炉の運転、廃棄物処理、再利用また原子炉の廃止という原子力サイクルの一コマである。そしてそれ全体として安定性が問題となってくる。これを、すべてから切断して、設置許可自体のみを判断することに限界がある。

本件訴訟も、再利用を含む原子力サイクル全体の危険性にまして、なおかつ電力供給の必要を満たすべきかという合意が、国民的にできていないところに、具体的な設置という事態をむかえ、そこで原子力発電そのものの可否が問題とされざるをえなかつたというところである。

しばしば議論されるところであるが、電調査の基本計画の策定のところで、このようなサイクル全体に対する何らかの異議申立ての機会あるいは参加の機会が存在していないところに手続上の欠陥がある。

提とされている点にある。判決では、先に述べたように電力需要に対する安定的供給の要請が強調され、原子炉設置許可に対する裁量権の行使がそれとの考量で行なわれることを認めていた。そして、供給の必要性判断については検討されていない。

ささらに原子炉設置許可は、先行する計

い時点の処分たる原子炉の設置許可処分の取消を求める手続において、はじめて住民はその点の發言の機会を確保しうる可能性がある。

訴訟のおかれている現実においては、原子炉の安全性の確保の十分性のみならず、住民の絶対的安全性としての原子炉の廃止を考慮した代替エネルギー、節エネルギーの可能性も併せて当該原子炉の必要性を検討できる場としての、代替的機能を果たす余地を、原子炉設置許可の取消に求められるであろう。

サイクルの問題としては、設置およびそこから生じる廃棄物の当面の処理等、二三条に限定的に解することではなく、とりわけ、原子炉の廃止については、それ自身、放射性廃棄物として残ってしまうのであるから、二四条の基準として、何らかの判断を求められるようすべきであろう。

また、原告適格のところで問題としたように、輸送、廃棄物処理施設等の周辺住民も、原子炉の許可により、実質的にその影響を蒙る。安全審査の内容としては、それら諸施設等についてまで含まないと判決上明示しており、その立場からは、このような後続するサイクルの施設周辺の住民の原告適格は否定される。しかし、いやおうなしに循環してくる住民にこそ、影響を蒙る者として考えら

四 原子力発電所サイクルと 住民の参加

本判決が原告の主張を入れなかつたその基礎には、原子炉の設置それ自体について、電力の供給の必要から、すでに前

の取消を求める手続において、はじめて、その周辺住民の合意ないし意見の提出のできる場の設定が考えられなければならぬ。そのことは、電調査の計画決定→原子炉設置とその各段階に応じて考えられる必要があろう。

(1) 松岡信夫「電力危機論」の虚妄と変質」技術と人間五月号六五頁においても、原子力発電所の立地もいまや、電力供給の必要を満たすためでない、と論説する。座談会「エネルギー危機と原子力発電」公害研究六巻四号五二頁等参照。

(2) その手続について、拙稿「原子力発電所建設手続と住民の位置」公害研究六巻四号三六頁。

(3) いわば実質的な環境アセスメントの実現ということになろうが、現在環境調査は、通産省の環境審査顧問会を経て報告書が作成されるが、そのプロセスに住民は関与していないし、これも、サイクルとして考えられるのではない。原子力行政懇談会の行なった「原子力行政体制の改革、強化に関する意見」昭和五二年七月三〇日も、原子炉、廃棄物処理と分離して考えるものである。

- (4) 安齋育郎・前出二二四頁。
(いその・やよい 行政法)